

論文審査の結果の要旨

氏名：羽田 翔

博士の専攻分野の名称：博士（総合社会文化）

論文題名：非関税障壁と国際貿易－国際規格および知的財産に関する実証的研究－

審査委員：（主査）日本大学教授 博士（経済学） 陸 亦群

（副査）日本大学教授 博士（国際関係） 安藤 貴世

（副査）日本大学教授 博士（心理学） 眞邊 一近

<論文審査要旨>

1 本論文の構成

本論文は、自由貿易の利益を阻害する非関税障壁に着目し、国際貿易に対して非関税措置がどの程度阻害要因となっているかを実証レベルで定量的に明らかにすることを試みたものであり、非関税措置と国際貿易の関係性に関する実証分析を通して、非関税措置削減による国際貿易促進のために、日本や世界が直面する政策的課題を明らかにし、そのうえ政策的課題解決のためのインプリケーションを導出しようとするものである。

国際貿易や海外直接投資、そしてオフショアアウトソーシングといった国境をまたいだ経済活動のグローバル化が進むなか、自由貿易協定に伴う関税率の低下や輸送技術の進歩などに伴う物流の効率化などが貿易コストの低下に大きく寄与した。自由貿易に対する国際的な取り組みは、多くの国や地域に経済的恩恵をもたらした。貿易の障壁となる関税が低減してきた今、非関税障壁が貿易の阻害要因になっていることが注目されている。これまで WTO は非関税障壁削減を目指し、貿易の技術的障害に関する TBT 協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する TRIPS 協定などを締結してきた。これらの非関税措置削減は自由貿易の促進に寄与してきたと一般的に考えられる。非関税措置について、先行研究の多くは間接的指標又は直接的指標として UNCTAD が定義した分類を採用しているが、非関税措置の特定は難しく、定量的データが無いため、その影響を実証分析レベルで示されていない。

本論文は、先行研究の問題点を改善するため、相対的指標を導入し、各国における国内規格と国際規格の同等性、知的財産権の保護、技術移転に関する国際ルールの整備といった観点から非関税措置の国際貿易に与える影響を定量的に分析している。本論文では、国連コムトレードデータベースの HS6 桁分類の非関税措置データを採用し、UNCTAD 分類よりも詳細なデータを使用することで、より現実に即した非関税措置を特定し、輸出開始前に発生する輸出特有の固定費用削減を中心に議論を進め、さらに自国の制度と相手国の制度を比較することによって、制度の調和を考慮した相対的指標を算出している。本論文は先行研究との差異や内容的な独創性から見ても、その学術的意味と価値は高く評価されるものである。

本論文の構成は、「はじめに」と「むすびに」に加えて本文が 5 章構成でなされ、問題提起から始まり、第 1 章は、理論的背景と国際貿易における貿易費用削減の意義が提示されている。第 2 章においては、非関税措置に着目した本研究の課題と研究方法を明らかにしている。それに続く第 3 章と第 4 章では、非関税障壁という国際社会の問題を解決するに当たっての技術的障壁と知的財産権保護水準の国際標準化の実証分析を行い、そして第 5 章では、国際的商標申請に関わるマドリッド協定議定書の効果を明らかにしている。最後のむすびにおいては、この論文の研究意義、本論文で明らかにしたことと残された課題についてまとめている。本論文は A4 版（40 字×40 行）で 85 頁、内容構成は以下の通りである。

はじめに

第1章 国際貿易における貿易費用削減の意義

- 第1節 理論的背景
- 第2節 貿易費用削減の意義
- 第3節 発生段階別の貿易費用
- 第4節 輸出開始前における貿易費用削減の意味
- 第5節 非関税措置削減と輸出開始・停止の関係
- 第6節 小括

第2章 非関税措置と国際貿易

- 第1節 WTO体制における非関税措置
- 第2節 非関税措置の計測方法に関する研究
- 第3節 非関税措置と貿易の関係に関する実証研究
- 第4節 本研究の研究課題と研究方法

第3章 国内規格の国際化を通じた技術的障壁の削減

- 第1節 日本・EUの貿易及び国内規格の歴史
- 第2節 先行研究
- 第3節 規格データと貿易データの接合
- 第4節 技術的障壁の削減と貿易の関係性
- 第5節 小括

第4章 知的財産権保護水準の国際標準化を通じた非関税措置削減の可能性

- 第1節 先行研究
- 第2節 貿易に体化された技術の特定
- 第3節 知的財産権保護水準の均一化と貿易を通じた技術移転
- 第4節 小括

第5章 国際的商標申請に関わるマドリッド協定議定書の効果

- 第1節 国際的商標申請とマドリッド議定書
- 第2節 国政的商標申請の動向
- 第3節 マドリッド協定議定書加盟が国際的商標申請に与える影響
- 第4節 小括

むすびに

2 本論文の概要

論文の「はじめに」では、本論文の研究背景、そして非関税障壁とりわけ非関税措置の国際貿易に与える影響を実証的分析により解明しようとする研究目的及び主要論点を提示している。

第1章では、貿易費用削減の視点から非関税措置の貿易に与える影響を理論的に整理し、非関税措置を削減することで経済活動が効率化するメカニズムを明らかにする。そして、貿易発生段階別における非関税措置の相手国の輸出開始および輸出停止確率に与える影響を実証的に明らかにしている。

第2章では、非関税措置と国際貿易に関する先行研究を踏まえて、既存の指標のみで非関税措置を計測することの限界を明らかにし、新たな計測方法の開発に触れ、既存の理論では議論されてこなかった二国間における相対的な非関税措置の捉え方を提示し、技術的障壁に関しては、国内規格と国際規格の整合性がないことで非関税措置となっている現状を指標化し、知的財産権保護の水準に関しては、輸入国と輸出国の知的財産権保護の水準が異なる状況を非関税措置と看做してそれを指標化している。そして、これらの指標化されたデータを用いて国際貿易に与える影響を実証的に解明する本論文の分析手法を提示している。

第3章では、日本とEU加盟国を分析対象とし、貿易の技術的障壁が国内規格と国際規格の調和によって削減される可能性について実証的に明らかにする。日本とEUにおける技術的障壁の度合いを国内規格と国際規格の整合性に関するデータを使用することで明らかにし、そして、これらのデータと貿易データを使用したポアソン擬似最尤法(PPML)による実証分析を行うことで、より国際規格との整合性が高い国内規格

が使用される傾向にある財に関しては貿易を促進させることを明らかにする。さらに、この国内規格と国際規格の調和は両地域で同時に促進されるほど当該地域間における貿易を促進させることを明らかにしている。

第4章では、日本を対象とした実証分析を行うことで、知的財産権保護の水準が各国間で異なる事実が非関税措置となる可能性を明らかにしている。知的財産権保護の水準を内生変数とした操作変数法により推計を行っている。各国の政治体制や国内規制に関する指標を操作変数として使用し、日本を輸出国とした操作変数法による実証分析の結果から、日本と輸出先国の知的財産権保護の水準が異なる事実はより高度な技術を要する財にとって障壁となることを明らかにしている。

第5章では、マドリッド協定議定書に新規加盟した国を対象とした差分の差分(DID)分析を行っている。国際商標申請に要する費用削減は企業の輸出促進に影響を与えるもので、この分析を通して、マドリッド協定議定書への加盟が新規加盟国の国際商標申請を促進させるかを明らかにし、実証分析を通して、マドリッド協定議定書への加盟は国際商標申請の申請費用を低下させ、新規加盟国の国際商標申請数を増加させることを解明している。

論文の「むすびに」では、一連の分析を通して明らかにしたことと残された課題についてまとめている。

3 本論文の成果と今後の課題

本論文は、既存の指標のみでは観察できない非関税措置が存在していることを突き止め、輸出国と輸入国の相対的な非関税措置の指標を開発することで、非関税措置削減の新たな方法論を提示し、非関税措置削減効果を実証的かつ定量的に捉えることを可能にした。これが本論文のオリジナリティであり、学術的価値がとりわけ高い点として評価する。世界貿易機関の協定を補完する形式で、自由貿易協定や経済連携協定などにおいて、これらの新しい分析方法に基づいて非関税措置に関する議論を進める必要があるといった政策的インプリケーションを導出することが可能になる点は大きな学術的貢献であり、これらの相対的指標に関して、貿易の阻害要因である可能性を明らかにし、さらには通商政策における非関税措置削減のための課題を明らかにし、自由貿易体制の一助となることを期待したい。

本論文において、国内規格と国際規格が同等であった場合はこれらの費用は存在せず、非関税措置とはならないことを実証的に示した。このことは両地域において国内規格と国際規格が調和されるほど非関税措置が削減され貿易が促進されることを示唆し、日本の輸出にとっても重要な政策課題であると分析した。知的財産権保護の水準について、本論文は実証分析を通して、輸出国にとって相手国の知的財産権保護の水準が自国の水準と異なることは非関税措置になり得ることを示し、全ての貿易参加国にとって、高度な技術が含まれた財を輸入することは自国で生産及び輸出する財の高付加価値化・高度化にとって重要であることを言及した。また、マドリッド協定議定書加盟が国際商標申請に与える影響に関する実証分析において、マドリッド協定議定書に加盟することで、新規加盟国にとっては申請費用が削減され、結果として国際商標申請数が増加した可能性を明らかにした上、輸出固定費用の削減を考慮した場合、より多くの国がマドリッド協定議定書に加盟することが望まれるとの政策的含意を導き出した。

本論文ではいくつかの課題も残っている。相対的指標の開発に取り組んだものの、測定誤差の問題を完全には解決したわけではない。また、非関税措置における他の項目に関して、より多くの項目を実証分析に含める必要があり、輸出側の非関税措置に関して分析項目に追加する必要があると考える。さらに、本論文は主に先進国を対象とした議論となっているが、非関税措置の分野において途上国を対象とした分析も欠かせないであろう。今後の更なる研究を期待したい。

以上、本論文における今後の課題はあるものの、博士（総合社会文化）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

令和3年2月24日